

# 自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階  
（学校の働き方改革「見える化」調査結果特集） 2026年3月16日 NO.784

## 学校の働き方改革のための「見える化」調査 結果 「進捗状況を明確」「改革を推進」

文部科学省は、「給特法やそれに基づく大臣指針の改正等を踏まえ、1か月当たりの平均時間外在校等時間等の教師の勤務状況や、法律・指針等において規定した取組の進捗状況（『学校と教師の業務の3分類』に基づく取組状況を含む）等を調査」し、結果を公表しました。

### 調査結果 時間外在校等時間等の状況

（令和6年度の状況）

令和5年度と比較して、  
月45時間以下の教諭の割合は、全ての学校種において改善。  
月80時間超の教諭の割合も、全ての学校種において改善。

年間360時間以下の教諭の割合は、  
小学校で約53%、中学校で約36%、高等学校で約52%、特別支援学校で約81%、  
幼稚園で約87%。

給特法で目標が設定された1か月平均時間外在校等時間は、小学校教諭で約31時間、中学校教諭で約40時間、高等学校教諭で約33時間、特別支援学校教諭で約21時間、幼稚園教諭で約15時間。

また、教育委員会間の差が大きく、1か月の平均時間が30時間超である教育委員会は、全学校種において存在し、特に小・中・高においては50%以上を占めている。

（給特法付則で、政府は令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とする、ことを規定）

年間平均有給休暇取得日数は、  
小学校で約17日、中学校で約15日、高等学校で約15日、特別支援学校で約17日、  
幼稚園で約13日。

### 小学校における勤務状況の把握

1. 1か月「45時間以下」に該当する割合（令和6年度）  
77.8%（令和5年度比 +2.4pt） 月80時間超 1.3%（-0.3pt）
2. 1年間「360時間以下」等に該当する割合  
52.9% 360時間超 47.1%
3. 1か月の平均時間  
時間外在校等時間 30.6時間 30時間超の教育委員会の割合 51.3%  
1年間の平均有給休暇取得日数 16.5日

# 中学校における勤務状況の把握

1. 1か月「45時間以下」に該当する割合（令和6年度）  
60.5%（令和5年度比 +2.9pt） 月80時間超7.4%（-0.6pt）
2. 1年間「360時間以下」等に該当する割合  
35.7% 360時間超 64.3%
3. 1か月の平均時間  
時間外在校等時間 40.4時間 30時間超の教育委員会の割合 80.7%  
1年間の平均有給休暇取得日数 14.6日

## 「3分類19項目」のうち事務職員に関わる事項（抜粋）の教育委員会の取り組み状況

「学校以外が担うべき業務」

3. 学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、公会計化（地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れること）または教師が関与しない方法（地方公共団体や教育委員会による徴収・管理を含む）で徴収・管理等を行っている。

都道府県59.6% 政令市70.0% 市区町村44.5% 総計45.2%

「教師以外が積極的に参画すべき業務」

6-2調査・統計等への回答について、学校での回答が必要なものについては、教師の専門性に深く関わるものを除き事務職員が中心となって回答するよう学校に促している。

都道府県27.7% 政令市50.0% 市区町村44.8% 総計44.4%

7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理業務を学校において行う場合には、事務職員等が中心となって行っている。又は、民間事業者等への委託を行っている。

都道府県27.7% 政令市50.0% 市区町村44.8% 総計44.4%

8. ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理は、教育委員会と学校が連携を図りながら、事務職員やICT支援員が中心となって行っている。又は、民間事業者等へ委託を行っている。

都道府県61.7% 政令市65.0% 市区町村80.8% 総計80.1%

「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」

17. 学校行事の準備・運営について、事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働促進や、外部委託を行うなど、負担軽減を図っている。

都道府県80.9% 政令市90.0% 市区町村56.4% 総計57.4%

18. 生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進している。

都道府県93.6% 政令市55.0% 市区町村14.1% 総計16.6%

## 教員の業務負担は減少！事務職員は負担増？

「学校における働き方改革」という名のもとに、教員の業務の削減や超過勤務の縮減が計画されています。「学校以外が担うべき業務」や「1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減」などは、すぐにでも実現させるべきことです。しかし、事務職員については、逆に業務負担の増加がなされようとしています。「押し付け」は、あってはなりません。特に、「ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理」は、パソコンについて専門的な知識を持っているわけではない事務職員の業務とすることは、問題です。

「外部委託」などの別な方法を考えるべきです。事務職員にも、「働き方改革」を。